

# タブレット端末を利用した 遠隔手話通訳について

資料4-2

区役所の窓口で、タブレット端末を使った遠隔手話通訳が  
利用できます。

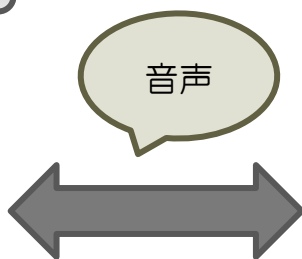
ご利用を希望される方は、職員にお申し出ください。

## イメージ



手話通訳者

音声



区役所の職員



手話



来庁者  
(聴覚障がい者)

タブレット端末に手話通訳者が表示され、  
手話と音声を同時通訳します。

手話通訳は大阪市が委託している大阪市身体障害  
者団体協議会(市身協)の通訳者が対応します。



# タブレット遠隔手話通訳利用の手順

## 1 利用の意向確認

窓口に来庁した聴覚障がい者にタブレット端末を使った遠隔手話通訳を利用するかどうか確認する。

## 2 拠点へ連絡

遠隔手話通訳の拠点(大阪市身体障害者団体協議会)に電話連絡し、利用の意向を伝える。

電話番号: 6765-5636

## 3 拠点から着信

タブレット端末に拠点からFaceTimeで着信があるので、まず、区役所職員が用件の概要を伝えて、手話通訳を開始する旨を伝達した後、遠隔手話通訳を開始する。  
(拠点からの着信には少し時間がかかります)

## 4 利用の終了

用件が終了したら、来庁者に手話通訳を終了していいか確認した後、FaceTimeを終了する。